

kotra

Korea Trade-Investment
Promotion Agency



Korean Intellectual
Property Office

日本 意匠保護ガイドブック

大韓貿易投資振興公社・伊東国際特許事務所



目 次

1. 意匠とは何か？

- Q 1. どのようなものが「意匠」として日本で意匠登録を受けることができますか？
- Q 2. 意匠権を取得するメリットは何ですか？

2. 意匠登録出願から登録まで

【出願前】

- Q 3. 意匠登録出願をする前に、出願人が、特に注意すべきことは何ですか？
- Q 4. 意匠登録出願をする前に、先行意匠調査をする必要がありますか？
- Q 5. 先行意匠調査は、どのように行うのですか？
- Q 6. 韓国では、複数の意匠を一つの意匠登録出願に含めることができますが、日本でも同様に意匠登録出願できますか？
- Q 7. 既に意匠登録出願をした意匠(A)と類似すると思われる意匠(A')を、後から関連意匠として意匠登録出願できますか？
- Q 8. 自社のWebサイトなどで公開してしまった意匠を、意匠登録出願できますか？
- Q 9. 韓国でデザイン登録出願した意匠を、日本で意匠登録出願できますか？

【出願】

- Q10. 意匠登録出願の費用は、どのくらいかかりますか？
- Q11. 意匠登録出願をする際に提出する書類について説明してください。
- Q12. 意匠登録出願をする際、パリ条約による優先権主張をするための要件及び手続について説明してください。
- Q13. ハーグ協定による国際意匠登録出願の制度について説明してください。
- Q14. 日本の秘密意匠制度について説明してください。

【審査】

- Q15. 意匠登録出願をする場合、登録時期を早める方法がありますか？
- Q16. 意匠登録の要件について簡単に説明してください。
- Q17. 意匠は、どの程度の形態の違いまで類似となるか、説明してください。



Q18. 拒絶理由通知を受けた場合の対応策及び費用等について説明してください。

Q19. 指令書を受けた場合の対応策及び費用等について説明してください。

Q20. 特許出願から意匠登録出願への出願の変更について説明してください。

【審判】

Q21. 拒絶査定不服審判について説明してください。

【登録】

Q22. 意匠登録出願から意匠登録までの期間及び登録費用はどのくらいですか？

Q23. 意匠登録された場合、意匠権の存続期間は何年間ですか？

Q24. 意匠権を存続させるための毎年の登録料及び納付方法について説明してください。

3. 意匠権の活用

【権利侵害】

Q25. 意匠権の侵害行為とはどのような行為か、説明してください。

Q26. 他人の意匠権を知らずに製造、販売している自社の製品に対して、意匠権を侵害するとの警告書や通知書を受けた場合、どうすればいいですか？

Q27. 自社の登録意匠と類似すると思われる他人の製品を発見した場合、どうすればいいですか？

Q28. 自社が既に製造、販売している製品と類似すると思われる意匠を、他人が意匠登録してしまった場合、どうすればいいですか？

【ライセンス(実施権)】

Q29. 他人の登録意匠と類似すると思われる製品を、自社で製造、販売する方法はありますか？

4. その他の法律でのデザインの保護の可能性

Q30. 意匠法以外に、自己のデザインを保護する他の法律はありますか？

1. 意匠とは何か？

Q 1. どのようなものが「意匠」として日本で意匠登録を受けることができますか？

【回答】 「意匠」とは、「物品」の外観（形状、模様、色彩）のことです（※1）。

言い換えると、「意匠」とは、一定の形状を有する、量産品の外観の全体、あるいは、外観の一部（部分意匠）といえます。

したがって、一定の形状を有さない、例えば、スプーンでつくった「粉砂糖」は、意匠登録を受けることはできませんが、一定の形状を有する「角砂糖」であれば、意匠登録を受けることができます。

また、量産の方法は、機械を使用しても、手作りでも構いません。ほぼ同一の外観の製品を繰り返し量産できるもの、あるいは、量産できる可能性があるものであれば、例えば、下記の「すし」のような食品でも、意匠登録を受けることができます。

※1：意匠法第2条（定義等）

第1項 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美観を起こさせるものをいう。



意匠登録第1520287号
【意匠に係る物品】着物



意匠登録第1600034号
【意匠に係る物品】乗用自動車



意匠登録第1470460号
【意匠に係る物品】すし



その他にも、以下のような「意匠」が、日本で意匠登録を受けることができます。

1. 部分意匠

「部分意匠」とは、「物品」の外観（形状、模様、色彩）の一部分の意匠のことです。

（１）部分意匠の特徴

部分意匠は、通常の意匠と異なり、権利範囲が広いという特徴があります。

例えば、下記の「グリップの形状に特徴」があるカメラについて、通常の意匠権では、他社の製品の「グリップの形状」がほぼ同一であっても、カメラ本体の形状、フラッシュの位置や形状、レンズの大きさ等が異なれば、意匠権の効力が及ばない可能性があります。



それに対して、形状に特徴のある「グリップ部分」を部分意匠とする意匠権では、他社の製品のカメラ本体の形状、フラッシュの位置や形状、レンズの大きさ等が異なっても、「グリップ部分」の形状が類似していれば、意匠権の効力が及ぶこととなります。

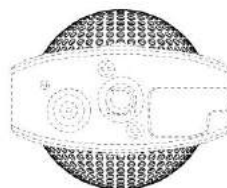
このように、部分意匠は、費用対効果の高い出願方法といえます。



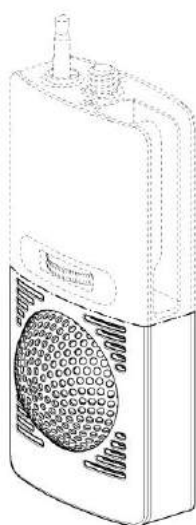
部分意匠の類否判断の事例については、Q17. をご覧ください。

(2) 部分意匠の登録事例

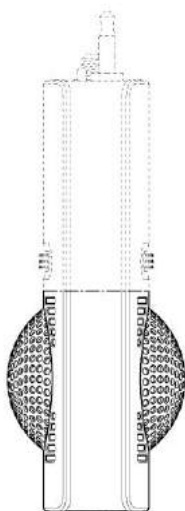
【平面図】



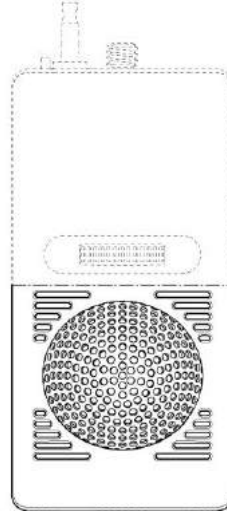
【斜視図】



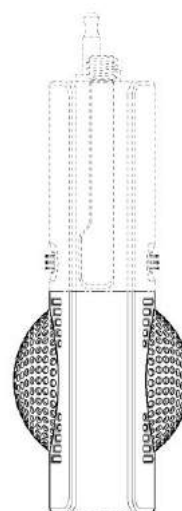
【左側面図】



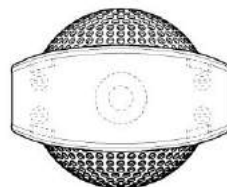
【正面図】



【右側面図】



【底面図】



意匠登録第1602867号

【意匠に係る物品】マイクロホン

【意匠の説明】実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図は正面図と対称に表れるため、省略する。

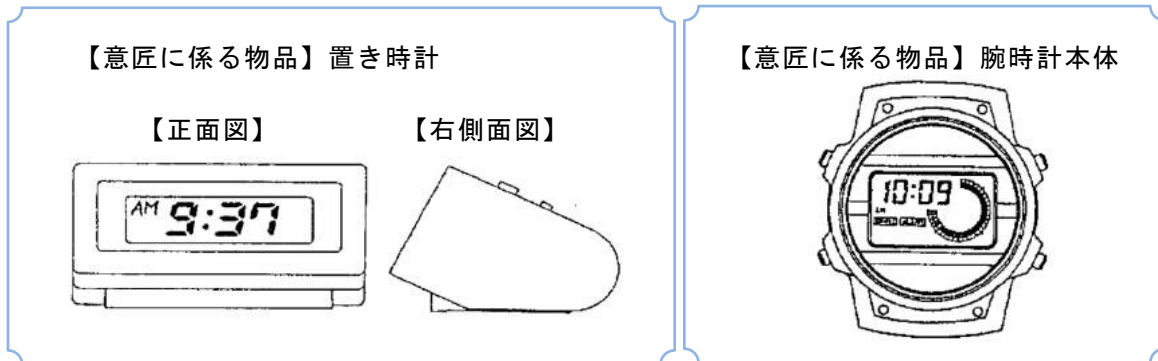


2. 画像デザイン

「画像デザイン」とは、（１）その物品の機能を果たすために必要な画像、（２）その物品の機能を発揮できる状態にするための操作が行われる画像 の２種類があります。

（１）その物品の機能を果たすために必要な画像

例えば、「置き時計」であれば、時刻を表示する機能を果たすための表示部の画像が該当します。



特許庁「意匠審査基準」より

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

（２）その物品の機能を発揮できる状態にするための操作が行われる画像

例えば、外部機器の電源のオンオフ機能を有する「電子計算機」の画像が該当します。



❗ 画像デザインの願書及び図面の記載について

1. 画像デザインの【意匠に係る物品】は、その画像が表示される物品の名称を記載します。
2. 画像デザインの図面は、原則、その画像が表示される物品全体の形状を記載しなければなりません。

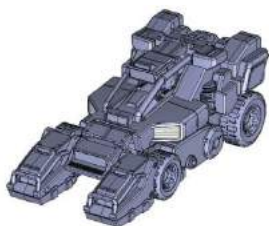
❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

3. 動的意匠

動的意匠とは、形状や模様、色彩が変化する意匠のことです。「意匠」は、一定の形状を有していなければなりません、その変化が、一定の範囲内のものであれば、例外的に、意匠登録を受けることができます。

動的意匠は、原則、意匠の変化の前後の状態が分かる図を提出します。

【斜視図】



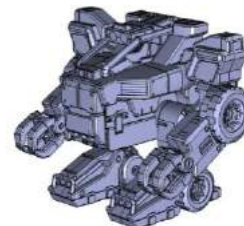
【変化の途中の状態
の斜視図 1】



【変化の途中の状態
の斜視図 2】



【ロボットおもちゃに変化
した状態の斜視図】



意匠登録第 1490283 号

【意匠に係る物品】自動車おもちゃ

【意匠に係る物品の説明】本物品は、ロボットおもちゃに形態が変化する自動車おもちゃである。

! 説明の都合上、その他の図は省略しています。

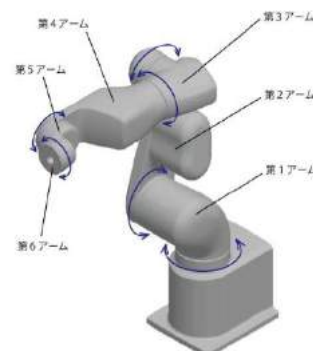
【正面、平面、右側面側
からの斜視図】



【動作状態を示す斜視図】



【各部名称および可動部の
動作を示す参考図】



意匠登録第 1605841 号

【意匠に係る物品】産業用ロボット

【意匠に係る物品の説明】本物品は、複数のアームを備える多関節型の産業用ロボットである。

【意匠の説明】各図において朱色を施した部分以外が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

! 説明の都合上、その他の図は省略しています。

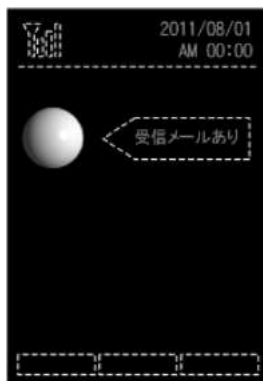


模様や色彩が変化する「画像デザイン」も動的意匠といえますので、変化の前後が分かる図を提出します。

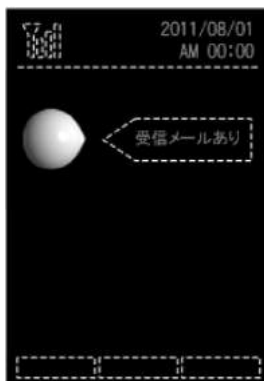
ただし、変化する前後の画像は、「形態的な関連性」が必要です。

下記の「画像デザイン」は、球体が、漸次的に三角錐に変化し、それぞれの前後の画像において「形態的な関連性」が認められます。

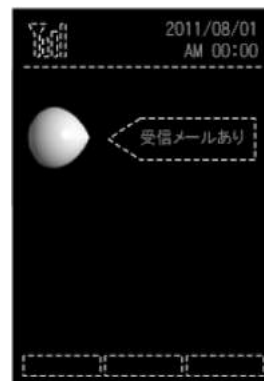
【表示部拡大図 1】



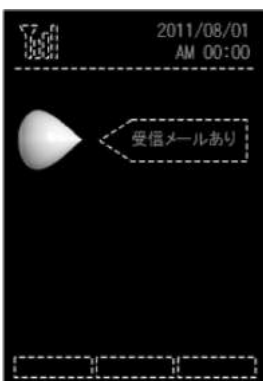
【表示部拡大図 2】



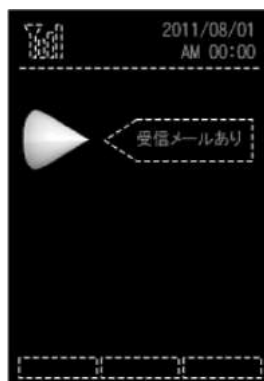
【表示部拡大図 3】



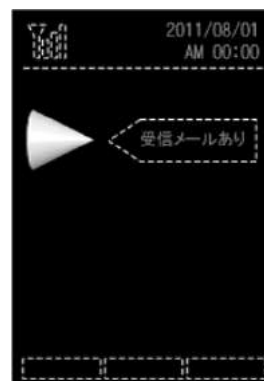
【表示部拡大図 4】



【表示部拡大図 5】



【表示部拡大図 6】



【意匠に係る物品】携帯電話機

特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」より

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

下記の置時計は、針が動きますので、動的意匠といえます。

しかし、置時計の針が、どのように動くかは明らかですので、このような場合には、変化の前後の状態が分かる図の提出は不要です。

【斜視図】



意匠登録第1524700号
【意匠に係る物品】置時計

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

4. 組物の意匠

日本の意匠法では、複数の意匠であっても、（１）経済産業省令で定められたもの（※２）であり、（２）構成物品が同時に使用されるものとして適当である場合には、「組物の意匠」として意匠登録を受けることができます（※３）。

※２：意匠法施行規則別表第二

「組物の意匠」として意匠登録出願ができるものは、例えば、下記のような、「一組のひなセット」、「一組の酒器セット」、「一組のスピーカーボックスセット」、「一組のいすセット」等、全部で５６の「組物の意匠」に限定されています。

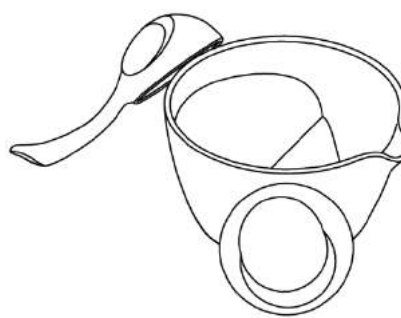
※３：意匠法第８条（組物の意匠）

同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。



意匠登録第１４２６５５４号

【意匠に係る物品】一組のひなセット



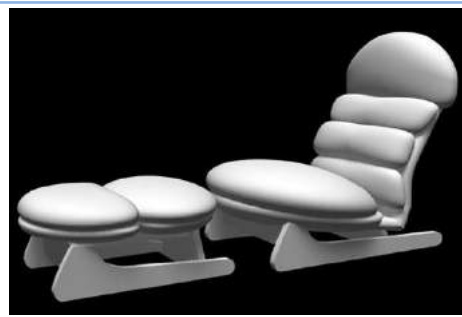
意匠登録第１４５４４６０号

【意匠に係る物品】一組の酒器セット



意匠登録第１６０１８２１号

【意匠に係る物品】一組のスピーカーボックスセット



意匠登録第１５９８７３４号

【意匠に係る物品】一組のいすセット

❗ 「組物の意匠」を意匠登録出願する際には、原則、それぞれの意匠が組み合わされた状態の斜視図等、及びそれぞれの意匠の６面図（正面図、平面図、右側面図等）を提出します。

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

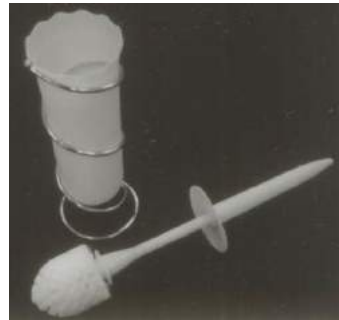


「組物の意匠」ではありませんが、審査の運用上、複数の意匠であっても、それぞれの意匠が結合、あるいは組合わさることによって、デザインの統一感が生じるもの、あるいは、それぞれの意匠が結合、あるいは組合わさることによって、一つの機能を発揮するもの等は、一意匠として意匠登録を受けることができます。これらは、「意匠の組」と呼ばれています。



意匠登録第1371084号

【意匠に係る物品】コーヒーわん及び受け皿



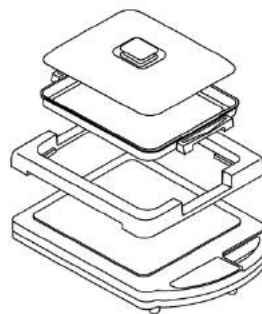
意匠登録第1262368号

【意匠に係る物品】ケース付ブラシ



意匠登録第1548653号

【意匠に係る物品】バックル



意匠登録第1455578号

【意匠に係る物品】電磁誘導加熱調理器用
ホットプレート

- ❗ 「意匠の組」を意匠登録出願する際には、原則、それぞれの意匠が組み合わされた状態の斜視図等、及びそれぞれの意匠の6面図（正面図、平面図、右側面図等）を提出します。
- ❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

5. キャラクターや文字が表された意匠

日本の意匠法では、キャラクターや文字等の模様のみについて、意匠登録を受けることはできません。

したがって、キャラクターや文字等の模様が表される物品毎に、意匠登録出願をしなければなりません。



意匠登録第 1 5 7 6 4 9 5 号
【意匠に係る物品】ポストカード



意匠登録第 1 5 8 3 6 3 7 号
【意匠に係る物品】ステッカー



意匠登録第 1 5 8 3 6 3 8 号
【意匠に係る物品】ラベル

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。



Q 2. 意匠権を取得するメリットは何ですか？

【回答】 意匠権を取得するメリットは、主として、以下の4つが挙げられます。

メリット1：費用対効果が良い

意匠権は、特許権等と同様に、自社の意匠権が他社に侵害された場合には、他社に対して、侵害品の製造や販売等を差止請求すること、あるいは、自社の損害を賠償請求することが可能です。

一般に、意匠権を取得する費用は、特許権を取得する費用に比して、割安ですので、意匠権は、費用対効果が高い権利と言えます。

また、一つの製品について、特許権を補完する形で、特許権と重疊的に意匠権を取得することによって、より効果的な模倣品対策が期待できます。

〔権利取得のための特許庁経費の比較〕

特許権 約 16 万円

意匠権 約 4 万円

❗ 特許権は請求項1とし、審査請求料を含みます。登録料は、いずれも3年分納付で算出しています。代理人費用は含まれていません。

メリット2：自社のブランド価値を高める

同一の商標を付けて商品やサービスを長年提供することで、商標に業務上の信用が発生し、登録された商標の価値が上がり、結果として、ブランドが形成されます。

同様に、意匠権を取得した製品を独占的に製造、販売し、また、共通のデザインコンセプトに基づく製品群を製造、販売することによっても、市場において、消費者の一定の信用を得たり、購買意欲を掻き立てることが可能となり、商標権を補完する形で、あるいは商標権と重疊的に自社のブランド価値を高める効果が期待できます。

メリット3：権利内容がわかりやすい

意匠権は、図面によって表されていますので、意匠の専門家でなくとも、その権利内容を容易に把握することが可能です。

例えば、展示会において、自社の意匠権に類似する展示品を発見し、その場で、自社の意匠公報を相手に示したところ、相手は展示品を直ちに撤去したという事例がございます。

メリット4：オリジナルな製品の証明となる

意匠登録を受けるということは、その製品は、他社の意匠権の意匠とは類似していない、すなわち、他社の意匠権を侵害していない、オリジナルな製品であるとの審査官による証明を得たともいえます。したがって、自社の製品をビジネスパートナーに売り込む際のセールスポイントの一つとなります。

2. 意匠登録出願から登録まで

【出願前】

Q 3. 意匠登録出願をする前に、出願人が、特に注意すべきことは何ですか？

【回答】 意匠登録出願が完了するまでは、自社のW e bサイト等で、出願予定の意匠（製品）を公開しないよう、注意をしてください。意匠登録出願前に、うっかり、公開すると、審査において、新規性が無いと判断されて、意匠登録を受けることができません（※4）。

意匠登録出願をする前に注意すべき（してはいけない）ことの代表的な例

- （1）自社のW e bサイトで、製品の写真や動画を公開すること
- （2）テレビ局や新聞社、雑誌社等に、製品の写真や動画などを提供すること
- （3）取引先への営業で、販売予定の製品の写真や見本などを見せること

【ご参考】 上記（1）から（3）の場合であっても、一定の条件を満たせば、**意匠登録を受けることができます場合があります。**

 詳しくは、Q 8. をご覧ください。

※4：意匠法第3条（意匠登録の要件）

第1項 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠



Q 4. 意匠登録出願をする前に、先行意匠調査をする必要がありますか？

【回答】 先行意匠調査は、「先行登録意匠調査」と「先行公知意匠調査」があります。

1. 先行登録意匠の調査の必要性

日本の特許庁は、これまでに登録となった意匠の意匠公報を「特許情報プラットフォーム」（J-PlatPat）で公開しています。

そこで、意匠登録出願をする前に、出願予定の自社の製品と類似する他社の先行登録意匠がないか、J-PlatPatを使って調査をすることをお勧めいたします。



具体的な調査方法は、Q 5. をご覧ください。

その理由は、もし、出願予定の自社の製品と類似する他社の先行登録意匠を発見した場合、自社の製品を意匠登録出願しても、新規性が無いとの理由で意匠登録を受けることができない可能性があるからです。

更に、意匠登録出願は断念したけれども、自社の製品を製造、販売した場合には、他社から意匠権侵害の警告を受ける可能性があります。

このように、先行登録意匠の調査によって、他社の登録意匠を確認することで、拒絶となる可能性の高い意匠登録出願の回避、あるいは、他社の意匠権を侵害することの回避が可能となり、出願費用の削減効果や、他社からの意匠権侵害の警告への対応費用や労力の削減効果が期待できます。

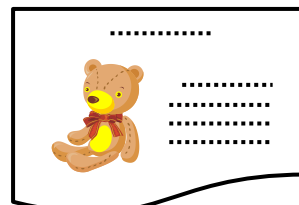
！ 先行登録意匠の調査を代行する特許事務所がございます。是非ご相談ください。

2. 先行公知意匠の調査について

公知意匠とは、例えば、企業によって「インターネットに掲載された写真」や「カタログや新聞、雑誌等に掲載された写真」などによって「公に知られた意匠」のことです。



【インターネットに掲載された写真】



【カタログに掲載された写真】

日本の意匠法では、意匠登録出願前に、日本国内のみならず、世界のどこかで、意匠登録出願の意匠と類似する公知意匠が存在する場合、その意匠登録出願の意匠は、新規性が無いとの理由で、意匠登録を受けることができません。

したがって、意匠登録出願前に、先行公知意匠を調査して、もし、その意匠登録出願の意匠と類似する公知意匠を発見した場合には、拒絶となる可能性の高い意匠登録

出願を回避することができ、出願費用の削減効果が期待できます。

しかし、現実には、意匠登録出願前に、日本国内のみならず、世界のどこかで、意匠登録出願の意匠と類似する公知意匠が存在するかを調査することは、まず、不可能です。

最近のインターネットによる画像検索機能を駆使すれば、ある程度、日本国内及び外国の公知意匠を調査することが可能であっても、それは、全世界の公知意匠の極一部でしかありません。

したがって、一般的には、特許庁での審査で新規性が無いとの理由による拒絶を回避するために行う、意匠登録出願前の先行公知意匠の調査は、費用対効果が期待できません。

【ご参考】 次のような場合には、先行公知意匠の調査は、効果的といえます。

- (1) 新製品開発の際に、他社がどのような製品を既に販売しているか調査する場合
- (2) 他社から意匠権侵害の警告を受けた場合、他社の意匠権を無効とするために、審査官が審査で発見できなかった先行公知意匠を調査する場合

❗ 先行公知意匠の調査を代行する特許事務所がございます。是非ご相談ください。



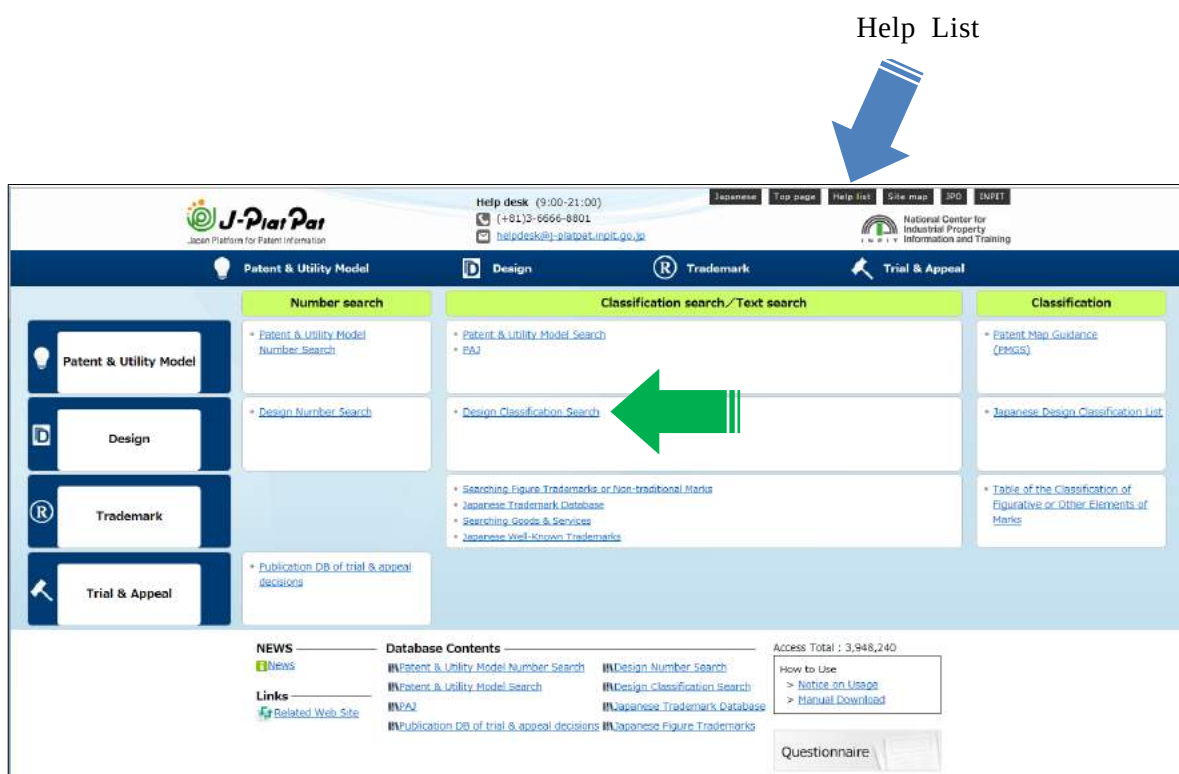
Q 5. 先行意匠調査は、どのように行うのですか？

【回答】 「先行登録意匠」と「先行公知意匠」の調査は、一般に、以下のように行います。

1. 先行登録意匠の調査方法

先行登録意匠の調査は、日本の特許庁がWebサイトで提供する「特許情報プラットフォーム」（J-PlatPat）で行います。ここでは、英語版（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage>）で使用方法をご説明いたします。

（１）先行登録意匠の調査を行うためには、まず、下記のトップページの緑矢印で示した「Design Classification Search」を選択します。



（２）次に、これから出願予定の自社の製品の意匠分類を調べて、その意匠分類を次ページの赤矢印で示した「Japanese design classification/D-term」に入力し「Search」ボタンを押します。

そうすると、これまでに、日本の特許庁で登録された、自社の製品と同種の登録意匠の図面が、各件毎に表示されますので、自社の製品と類似する他社の先行登録意匠がないか調査をすることができます。



詳細な使用方法是、トップページ右上の青矢印で示した「Help List」をご覧ください。

Design Classification Search
? Help
Search → List → Detail

You can retrieve a variety of design gazettes issued since January 2000 by Japanese Design Classification, D-term and Locarno Classification.

Publication issued, and updates schedule, please refer to the [NEWS](#).

Gazette Name

☒ Design Gazette(s)
☐ Disagreed Consultation on Design Application

Retrieval Keywords

Retrieval item selection	Retrieval keyword	Method
Locarno classification	e.g. 1200	OR
AND		
Japanese design classification/D-term	e.g. 022100A6 A1123456	
AND		
Registration date	e.g. 20150101 2015-01-01	OR
AND		
Filing date	e.g. 20150101 2015-01-01	OR

Input "yyyymmdd:yyyymmdd", you will be able to narrow down the search.
Example) 20140101:20151010
Please refer to "Help" for the input method of other search items.

☒ Design Classification
☐ Data Coverage

2. 先行公知意匠の調査方法

先行公知意匠の調査は、一般的に、インターネットによる画像検索サービス等を利用することが効果的といえます。

【ご参考】 日本の特許庁は、審査官が新規性等の審査に使用するため、

- (1) 日本国内または外国で発行された主要な雑誌やカタログ等に掲載されている製品写真
- (2) インターネットで公開されている、日本国内または外国のWebサイトに掲載されている主要な製品写真
- (3) 各国で発行されている主要な意匠公報に掲載された意匠図面

を毎年収集し、それらすべての写真等は、電子化されて日本の特許庁が保有するデータベースに記録されています。その総数は、これまでに、約1000万件以上といわれています。

しかし、「特許情報プラットフォーム」(J-PlatPat)では、それぞれの公知意匠の著作権者から公開の許諾を得た、ごく一部の公知意匠しか検索することができません。

そのため、J-PlatPat による先行公知意匠の調査は、費用対効果が期待できません。



Q 6. 韓国では、複数の意匠を一つの意匠登録出願に含めることができますが、日本でも同様に意匠登録出願できますか？

【回答】 日本の意匠法では、一つの意匠登録出願は、一つの意匠ごとに行うことが、規定されています（※5）。

したがって、一つの意匠登録出願に、複数の意匠を含めることはできません。言い換えますと、図面には、複数の意匠を記載することはできません。

※5：意匠法第7条（一意匠一出願）

意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

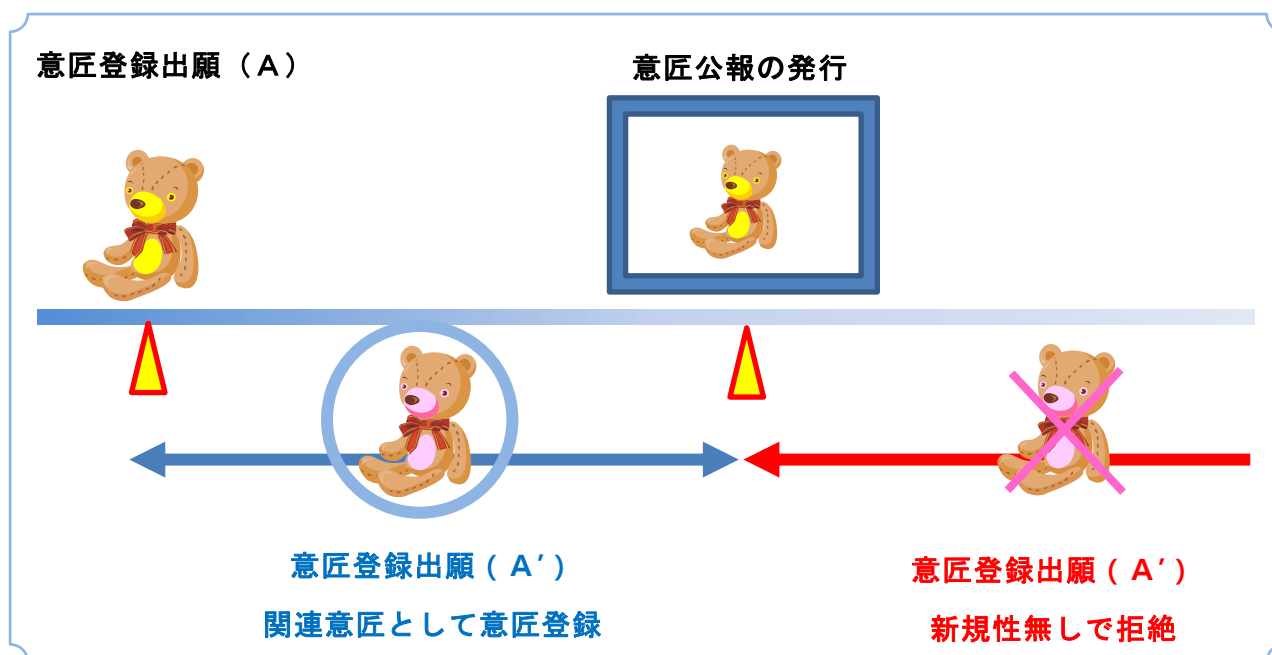
ただし、一つの意匠登録出願に複数の意匠を含んでいても、例外として、「組物の意匠」や「意匠の組」に該当する場合は、意匠登録を受けることができます。



詳細は、Q 1. 「4. 組物の意匠」 をご覧ください。

Q 7. 既に意匠登録出願をした意匠（A）と類似すると思われる意匠（A'）を、後から関連意匠として意匠登録出願できますか？

【回答】 既に意匠登録出願をした意匠（A）の意匠公報が発行される前であれば、既に意匠登録出願をした意匠（A）と類似すると思われる意匠（A'）を、後から関連意匠として意匠登録出願できます。



この場合、審査官が、両意匠は類似すると判断したときは、後から出願した意匠登録出願（A'）に対しては、意匠法第9条第1項（※6）に規定する最先の出願人による意匠登録出願とは認められない、との拒絶理由が通知されます。

しかし、同時に、拒絶理由通知には、既に意匠登録出願をした意匠（A）を本意匠とする関連意匠に補正すれば、意匠登録を受けることができる旨のコメントが記載されています。

したがって、審査官のコメントのとおり、後から出願した意匠登録出願（A'）を関連意匠に補正すれば、この拒絶理由は解消され、意匠登録を受けることができます。

ただし、既に意匠登録出願をした意匠（A）の意匠公報の発行後に、意匠登録出願（A'）を出願すると、意匠公報に掲載された意匠（A）によって、意匠（A'）は新規性がないとの理由で、意匠登録を受けることができません。

※6：意匠法第9条（先願）

第1項 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。



Q 8. 自社のW e b サイトなどで公開してしまった意匠を、意匠登録出願できますか？

【回答】 Q 3. の回答のとおり、自社のW e b サイトなどで公開してしまった意匠は、新規性がないと判断され、意匠登録を受けることができません。

しかしながら、例外的に、**下記の条件を満たす場合には、意匠登録出願をすることができます**（※7）。

- （1）自社のW e b サイトなどで公開した日から1年以内に意匠登録出願をすること
- （2）意匠登録出願時に、新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること
- （3）意匠登録出願日から30日以内に、新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面（証明書）を日本の特許庁に提出すること

❗ 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための特許庁の費用は、無料です。代理人による申請の手続費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。

※7：意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）

第2項 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第1号又は第2号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、前項と同様とする。

第3項 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

Q 9. 韓国でデザイン登録出願した意匠を、日本で意匠登録出願できますか？

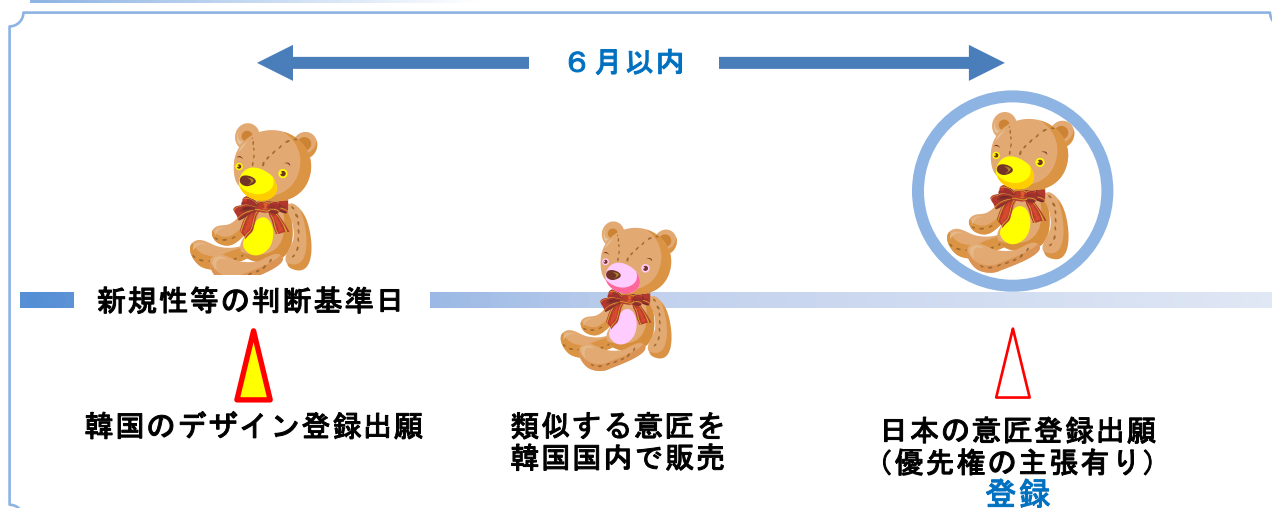
【回答】 韓国でデザイン登録出願した意匠を、日本で意匠登録出願できます。

この場合には、一般に、韓国のデザイン登録出願を、パリ条約に基づく優先権主張の基礎として、韓国のデザイン登録出願の日から6月以内に、日本へ意匠登録出願をします。

このように優先権を主張すると、日本の審査官による新規性や創作非容易性といった、意匠登録の要件を判断する基準日が、日本での意匠登録出願の日ではなく、韓国のデザイン登録出願の日となります。

したがって、韓国のデザイン登録出願の日以降、日本の意匠登録出願の日までの間に、例えば、類似する意匠を韓国国内で販売したとしても、日本の意匠登録出願は、新規性無しとの理由で拒絶となることはありません。

1. 優先権を主張した場合



👉 パリ条約に基づく優先権主張の手続きの詳細については、Q 12. をご覧ください。

2. 優先権を主張しない場合





【出願】

Q 1 0 . 意匠登録出願の費用は、どのくらいかかりますか？

【回答】 意匠登録出願をする際の費用は、（１）日本の特許庁に支払う費用、（２）日本の特許事務所に支払う費用、があります。

（１）日本の特許庁に支払う費用

【意匠登録出願料】

1 6 , 0 0 0 円

❗ 関連意匠、部分意匠、組物の意匠等すべて同額です。

【秘密意匠の請求料】

5 , 1 0 0 円

❗ 秘密意匠を請求しない場合には、この費用は不要です。



秘密意匠制度の詳細については、Q 1 4 . をご覧ください

（２）日本の特許事務所に支払う費用

韓国国内に住所や居所を有する出願人が、日本へ意匠登録出願をする場合には、必ず、日本国内に住所又は居所を有する代理人（弁理士）に意匠登録出願の手続きを依頼しなければなりません（※８）。

日本の代理人（弁理士）は、一般に、特許事務所に属していますので、日本への意匠登録出願をする場合には、日本国内の特許事務所に意匠登録出願の依頼をすることとなります。

【意匠登録出願手続料】

意匠登録出願手続料は、特許事務所によって異なりますので、依頼する特許事務所へお問い合わせください。

【秘密意匠の請求手続料】

秘密意匠の請求手続料は、特許事務所によって異なりますので、依頼する特許事務所へお問い合わせください。

※８：意匠法第６８条第１項で準用する特許法第８条（在外者の特許管理人）

第１項 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

Q 1 1. 意匠登録出願をする際に提出する書類について説明してください。

【回答】 意匠登録出願する際に提出する書類は、大きく分けて、願書と図面の2つです。

1. 願書

願書に記載する、主な項目は、以下のとおりです。

- (1) 意匠登録出願人の氏名または名称（会社名）、住所または居所
- (2) 意匠の創作者の氏名、及び住所または居所
- (3) 意匠に係る物品

「意匠に係る物品」とは、例えば、「椅子」、「乗用自動車」等、意匠登録出願をする「物品の名称」のことです。意匠法施行規則の別表第一に、「物品の区分」として例示が列挙されていますので、それを参考にして記載します。

ただし、商標名や、アルファベット等外国文字は、使用することができません。また、「ガラス製コップ」のように、材質を記載することもできません。この場合には、単に「コップ」と記載します。

- (4) 意匠に係る物品の説明

日本の審査において、審査官が類否判断する際には、「意匠に係る物品」の用途（使用目的や使用方法）及び機能も考慮されます。

したがって、「意匠に係る物品」の記載だけでは、その用途及び機能がわかりにくいと思われるときには、その具体的な用途及び機能を記載します。例えば、「本物品は、〇〇の機能を有し、〇〇のように使用する。」と記載します。

- (5) 意匠の説明

意匠法施行規則にしたがって、図を省略した場合、省略した理由、あるいは、透明部分の説明などを記載します。



2. 図面

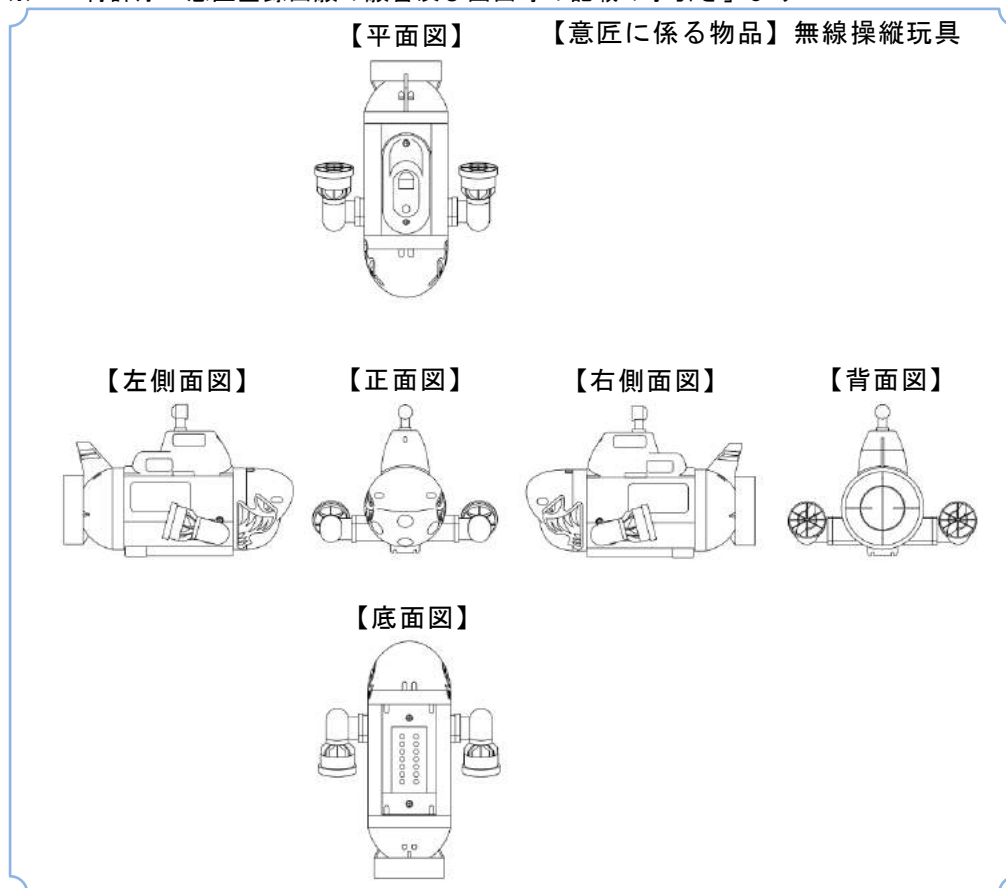
図面は、大きく分けて立体的なものを表す図面と平面的なものを表す図面の2種類があります。

(1) 立体的なものを表す図面

原則、正投影図法と呼ばれる図法によって、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図の6図(※9)を、各図同一縮尺で記載します。

ただし、例えば、正面図と背面図が同一形状の場合や、正面図と背面図が対称形状の場合には、背面図の記載を省略することができます。その場合には、意匠の説明の欄に、例えば、「背面図は正面図と同一に表れるため、背面図を省略する。」と記載します。

※9：特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」より



! 斜視図について

立体的なものを表す図面において、斜視図の記載は、必須ではありません。しかし、審査官が認識しやすいように、斜視図を提出することをお勧めします。

! 断面図について

立体的なものを表す図面において、断面図の記載は、必須ではありません。しかし、断面図がないと物品の表面の凹凸形状を明確に表すことができない場合があります。その場合には、断面図を提出しなければなりません。

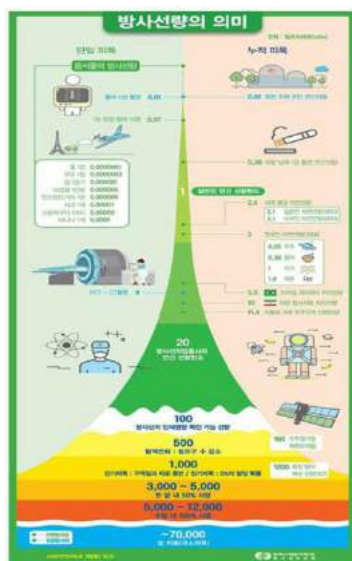
(2) 平面的なものを表す図面

厚さの薄いものは、表面図及び裏面図の2図を、各図同一縮尺で記載します。

この場合、例えば、表面図と裏面図が同一形状の場合、表面図と裏面図が対称形状の場合、あるいは、裏面が無模様の場合には、裏面図の記載を省略することができます。

その場合には、意匠の説明の欄に、例えば、「裏面図は表面図と同一に表れるため、裏面図を省略する。」、あるいは「裏面は無模様のため、裏面図を省略する。」と記載します。

【表面図】



意匠登録第1600425号

【意匠に係る物品】ポスター

【意匠の説明】裏面図は無模様につき省略する。

【表面図】



意匠登録第1602788号

【意匠に係る物品】包装用容器の蓋

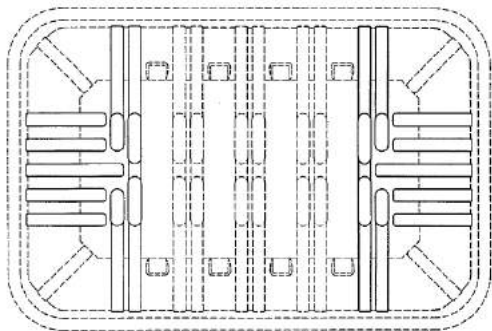
【意匠の説明】裏面図は無模様につき省略する。



(3) 部分意匠の図面

原則、意匠登録を受けようとする部分（部分意匠）を実線で描き、その他の部分を破線で描きます。（※10）

【平面図】



【正面図】



【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

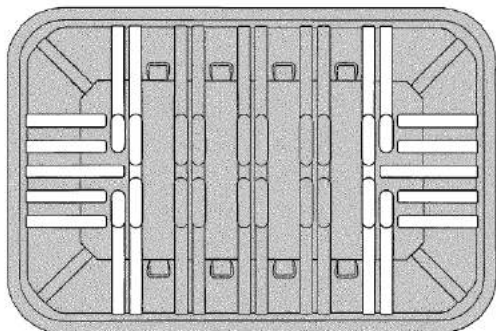
❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

※10：意匠法施行規則様式第6備考11

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

実線が分かりにくい場合には、下記のように、「その他の部分」に薄墨を付すことも可能です。

【平面図】



【正面図】



【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】薄墨を付した部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

❗ 説明の都合上、その他の図は省略しています。

特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」より

立体的なものを表す図面と同様に、例えば、正面図と背面図が同一形状の場合や、正面図と背面図が対称形状の場合には、背面図の記載を省略することができます。

更に、部分意匠の図面では、部分意匠の表れない図を省略することもできます。ただし、省略が可能な図は、以下のいずれかに該当するものに限られます。

- a 正面図又は背面図のいずれか一方
- b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
- c 平面図又は底面図のいずれか一方

したがって、6面図のうちaからcの条件にあてはまる3図（例えば、正面図、右側面図、平面図）は、最低限必要となります。

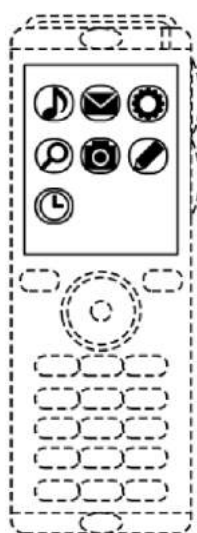
また、意匠の説明の欄には、例えば、「背面図、左側面図及び底面図は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。」と記載します。

【部分意匠の表れない図を省略した例】

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図及び平面図、左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

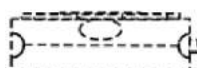
【正面図】



【右側面図】



【底面図】



特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」より



Q 1 2. 意匠登録出願をする際、パリ条約による優先権主張をするための要件及び手続について説明してください。

【回答】 パリ条約による優先権主張をするための要件及び手続は、以下のとおりです。

1. 要件

- (1) 優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願であること
- (2) 我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
- (3) 優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
 - ❗ 意匠審査基準により、第一国への最初の出願が特許出願であっても認められます。
- (4) 我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から6か月以内になされているものであること
- (5) 第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
- (6) 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること

2. 手続

- (1) 次の書面を、意匠登録出願と同時に、日本の特許庁へ提出します。
 - A. パリ条約による優先権を主張する旨を記載した書面
 - B. 最初に出願をしたパリ条約の同盟国の国名、出願の年月日を記載した書面
 - ❗ 一般に、上記A及びBの書面に記載する内容は、願書に記載することが可能です。その場合には、上記A及びBの書面の提出は不要です。
- (2) 優先権の基礎となる第一国の政府が発行した優先権証明書を、意匠登録出願の日から3か月以内に、日本の特許庁へ提出します。

Q 1 3. ハーグ協定による国際意匠登録出願の制度について説明してください。

【回答】 ハーグ協定（意匠法上は、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」といいますが、以下、単に「ハーグ協定」と呼びます。）は、外国特許庁への意匠登録出願の手続きを簡素化し、出願人の負担を軽減することを目的としたものです。

1. ハーグ協定による国際意匠登録出願の制度の特徴

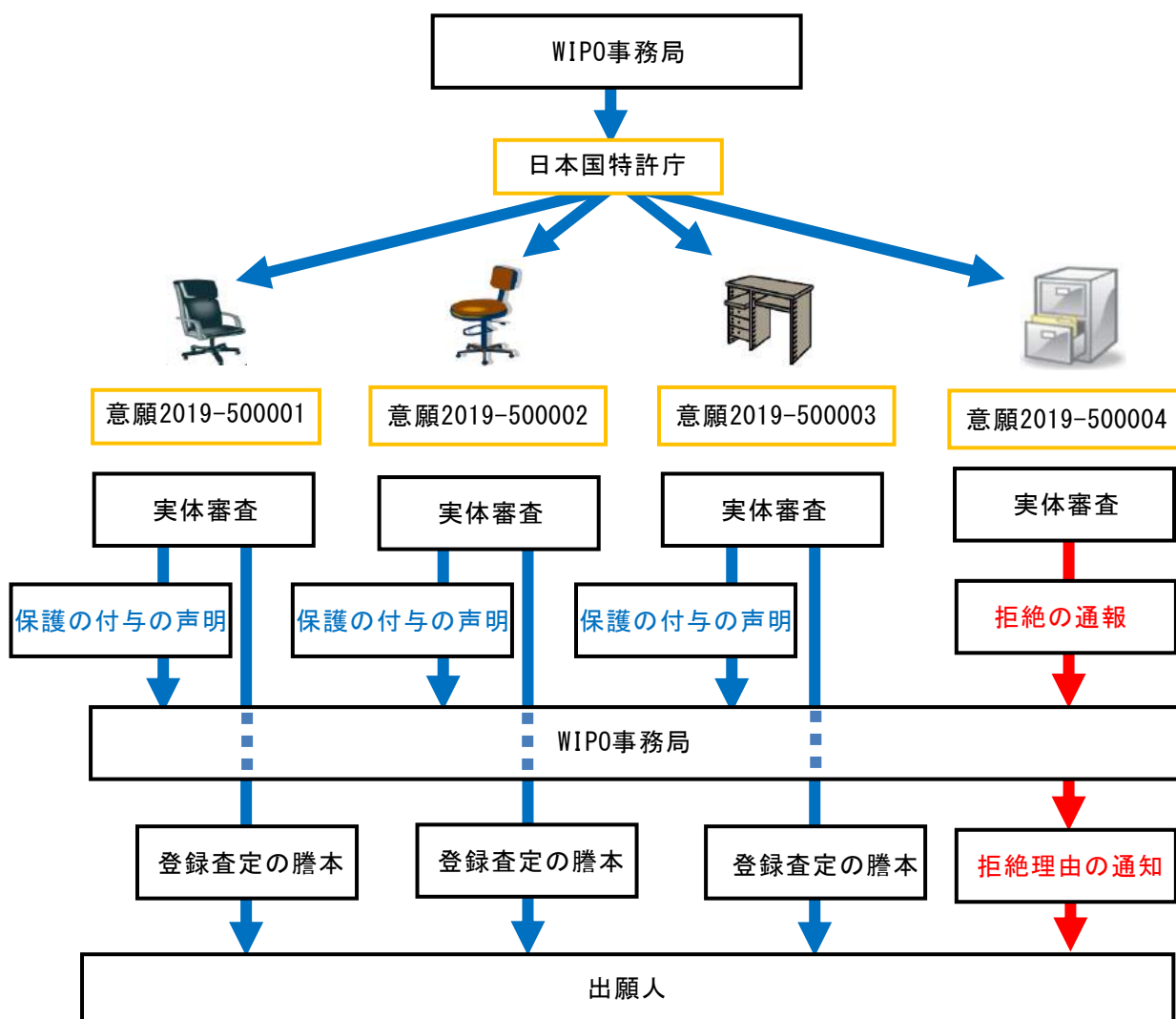
- (1) 一つの国際意匠登録出願をW I P O事務局に提出することで、ハーグ協定加盟国の複数国（指定国といいます。）に国際意匠登録出願をすることが可能です。下記の図では、欧州、日本、米国を指定国としています。
- (2) 一つの国際意匠登録出願には、国際意匠分類（ロカルノ分類）が同じであれば、最大100意匠まで含めることが可能です。下記の図では、ロカルノ分類06の「椅子」、「机」、「ロッカー」の4意匠が含まれています。
- (3) 国際意匠登録出願の書類を作成する際、使用する言語は、指定国で使用する言語に関係なく、英語、フランス語、スペイン語のいずれかで記載します。
- (4) W I P O事務局は、国際意匠登録出願について方式審査を行ない、問題がなければ、国際登録をして国際意匠公報で公表します。そして、出願人に国際登録証明書を送付します。
- (5) W I P O事務局は、同時に、各指定国の特許庁へ国際意匠登録出願の写しを送付します。
- (6) 日本や米国等、指定国が実体審査（新規性、創作非容易性等の審査）をする国の場合には、その国の実体審査を経て、その国の意匠権が発生します。





2. 日本での国際意匠登録出願の審査の手順

- (1) W I P O事務局から送付された国際意匠登録出願の写しに複数の意匠が含まれていた場合には、日本の特許庁は、意匠毎に分割して、個別の出願番号を付与し、複数の独立した意匠登録出願とします。
- (2) 審査官は、分割された意匠毎に実体審査を行います。
- (3) 審査官が、実体審査により拒絶理由を発見した場合には、日本の特許庁は、国際意匠公報の発行日から12か月以内にW I P O事務局へ「拒絶の通報」(拒絶理由の通知)を送付します。
- (4) W I P O事務局は、出願人へ拒絶理由の通知を転送します。出願人は、日本国内の代理人を通じて、指定期間内に日本の特許庁へ意見書や補正書を提出します。
- (5) 審査官が、拒絶の理由を発見せず、登録する場合にも、日本の特許庁は、同様に12か月以内にW I P O事務局へ「保護の付与の声明」を送付するとともに、出願人へ登録査定の謄本を送付します。



Q 1 4 . 日本の秘密意匠制度について説明してください。

【回答】 日本では、意匠登録出願の意匠が登録となった場合、速やかに意匠公報が発行されて、誰でも、その意匠を見ることが可能となります。

しかし、実際のビジネスシーンでは、例えば、意匠権は取得したが、その製品発表は1年後であって、それまでは、その意匠を公表したくない（秘密にしておきたい）というケースもあります。

その場合には、製品発表後に意匠登録出願を行うという方法もありますが、その方法では、意匠登録出願の日が遅くなり、偶然とはいえ、他社によって、その意匠を先に意匠登録出願されてしまうかもしれません。更に、意匠の新規性喪失の例外規定の適用申請もしなければなりません。

このような意匠特有のビジネスシーンを背景として、その意匠が登録となっても、その登録の日から最長3年間、図面が公表されない制度が、秘密意匠制度です。

具体的には、秘密意匠を請求した意匠が意匠登録を受けた場合、通常の登録意匠と同様に意匠公報が発行されますが、そこには、図面が掲載されません。

そして、図面を秘密にしておきたい期間（秘密意匠の期間）、例えば、3年が過ぎると、改めて、図面が掲載された意匠公報が発行されて、初めてその登録意匠が公表されます。

1. 秘密意匠の請求の手続

- (1) 意匠登録出願の願書に、【秘密にすることを請求する期間】の欄を設け、その欄に、秘密意匠の期間を、最長3年の範囲で記載します。この期間は、出願人の製品発表の時期等を考慮して、例えば、「1年6月」等月単位で記載することができます。
- (2) 日本の特許庁へ支払う秘密意匠の請求料は、**5, 100円**です。代理人による申請の手続費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。
- (3) 意匠登録出願時に、秘密意匠の請求をしても、審査の結果、拒絶となった場合には、秘密意匠の請求料が無駄となってしまいます。

そこで、審査の結果、登録となって、特許庁に登録料を納めるときに、登録料の納付書に、秘密意匠の期間を最長3年の範囲で記載し、秘密意匠の請求をすることもできます。

2. 秘密意匠の請求後の手続

上記事例では、秘密請求期間を「1年6月」としましたが、請求後、例えば、自社の都合によって製品発表が2年後に延期となった場合には、「秘密意匠期間変更請求書」によって、秘密意匠の期間を「2年」に延長することが可能です。逆に、秘密意匠の期間を「1年」に短縮することも可能です。



【審査】

Q 1 5. 意匠登録出願をする場合、登録時期を早める方法がありますか？

【回答】 登録時期を早めるには、以下の方法があります。

1. 早期審査制度を利用する

通常の意匠登録出願では、審査官の審査後、ファーストアクション期間（一次審査結果を受領するまでの期間）は平均 5. 9 か月ですが、早期審査を申請した場合、申請日からのファーストアクション期間は、平均 1. 9 か月です（特許行政年次報告書 2018 年版より）。

したがって、例えば、意匠登録出願と同時に早期審査を申請すれば、登録時期を約 4 月程度早める効果が期待できます。

早期審査は、以下に該当する場合に申請することができます。

- (1) 日本以外の外国の特許庁に、意匠登録出願をしている場合
- (2) 出願人又は出願人から実施許諾を得た者が、意匠登録出願した意匠を実施、又は、実施の準備を相当程度進めている場合において、以下のいずれかに該当する場合
 - (i) 第三者が許諾なく、意匠登録出願の意匠または類似する意匠を、実施しているか、実施の準備を相当程度進めている場合（※ 1 1）
 - (ii) 意匠登録出願の意匠の実施について、第三者から警告を受けている場合
 - (iii) 意匠登録出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

※ 1 1：この場合には、早期審査の申請前に、特許庁に連絡をすることによって、申請から 1 か月以内にファーストアクションを受領することができます。特許行政年次報告書 2018 年版によれば、ファーストアクション期間は、平均 0. 7 か月となっています。

【費用】

- (1) 特許庁費用：早期審査の申請料は、無料です。
- (2) 代理人費用：申請手続費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。

2. 意匠審査スケジュールを確認する

特許庁では、同じ意匠分類が付与された 6 か月分の意匠登録出願の意匠を一度にまとめて審査をしています（「バッチ審査」と呼ばれています。）。

すなわち、意匠の審査は、1 件ずつ出願番号順に審査が行われるのではなく、同じ意匠分類が付与された 6 か月分の意匠登録出願の意匠は、1 年間に 2 回審査が行われます。

このような「バッチ審査」は、特許庁が保有する1000万件以上といわれる公知資料等の調査の効率化を図り、審査期間の短縮化を図るため考え出された審査手法で、一回に審査される意匠登録出願の意匠の数は、50件前後になる場合もあります。

なお、一人の審査官は、複数の意匠分類を担当していますので、1年間を通じて常に異なる意匠分類の意匠の審査を行っています。

そして、審査官の意匠分類毎の審査スケジュールは、「意匠審査スケジュール」として特許庁のホームページで公表されています。

したがって、出願人は、その「意匠審査スケジュール」を確認して、タイムリーに意匠登録出願をすることにより、ファーストアクション期間を最大6か月程度早め、結果的に登録時期を早める効果が期待できます。

下記は、実際の「平成30年意匠審査スケジュール」の抜粋です。

スケジュールの見方は、以下のとおりです。

例えば、下記スケジュールの赤枠で囲んだ意匠分類E1-350～3590（動物おもちゃ）を見ると、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの6か月間に意匠登録出願された「動物おもちゃ」は、平成30年7月第1週目から平成30年8月第1週目にかけて審査されることがわかります。

同様に、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの6か月間に意匠登録出願された「動物おもちゃ」は、平成31年1月第1週目から平成31年2月第1週目にかけて審査されることがわかります。

❗ 意匠分類E1-000～25（その他のおもちゃ）において、平成29年9月1日から平成30年2月28日までに意匠登録出願された意匠は、既に審査が終了しているため、×印が記載されています。

平成30年度意匠審査スケジュール			意匠登録出願の年月																								平成30年7月					
意匠分類																											意匠課					
分類記号	Dターム記号	主な物品	H29												H30												H31		審査時期(月・週)			
																													上半期		下半期	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	月・週～月・週	月・週～月・週				
E1000	～ 25	その他のおもちゃ																								5.1～5.4	11.1～11.4					
30	～ 3494	人形おもちゃ																								7.1～7.4	1.1～1.4					
350	～ 3590	動物おもちゃ																								7.1～8.1	1.1～2.4					

H29.10月～H30.3月

H30.4月～9月

H30.7月第1週～8月第1週

H31.1月第1週～2月第1週

したがって、もし、平成30年4月1日に「動物おもちゃ」の意匠登録出願をした場合には、その意匠の審査は、平成31年2月第1週に終了することとなり、結果、ファーストアクション期間は、約10か月となります。

しかし、その前日の平成30年3月31日に「動物おもちゃ」の意匠登録出願をした場合には、その意匠の審査は、平成30年8月第1週に終了することとなり、結果、ファーストアクション期間は、約4か月となります。

このように、意匠登録出願日が1日異なるだけで、最大約6か月、ファーストアクション期間を早めることが可能となり、結果的に登録時期を早めることができます。



Q 1 6 . 意匠登録の要件について簡単に説明してください。

【回答】 意匠登録の要件の概要は、以下のとおりです。

1. 工業上利用することができる意匠であること (意匠法第3条第1項柱書)

(1) その物品が、市場で流通する動産であること

動産とは、文字どおり、動かせる物です。

したがって、建物は、動かすことができない不動産であって、一般に意匠登録を受けることができません。しかし、工場で生産され、それを建設現場まで運搬して設置する、例えば、組立てバンガローなどの建物は動産と扱われます。

(2) 誤りのない図面によって、意匠の形状、模様、色彩が明確に表されていること
もし、図面に誤りがあった場合でも、その誤りが明らかな誤記である、あるいは、意匠の類否判断に影響のない細部の誤記であれば、明確に表された意匠と扱われます。

(3) 意匠全体の形状が、肉眼によって認識できること

肉眼によって認識できないものであっても、取引の際に、拡大して観察することが通常の場合には、肉眼によって認識できる意匠と扱われます。

(4) 工業的技術を利用して、同一物を反復して多量に生産できること

生産方法は、機械に限らず、手作りも含まれ、同一物を反復して多量に生産でき可能性を有していれば、問題ありません。

2. 新規性を有すること (意匠法第3条第1項各号)

意匠登録を受けようとする意匠が、その意匠登録出願の前(※12)に、日本国内又は外国において、その意匠と同一又は類似する公知意匠(※13)が存在しないとき、その意匠は新規性を有しています。

もし、意匠登録出願前に、その意匠、あるいはそれに類似する意匠等を自ら公開してしまった場合は、新規性が無くなります。しかし、条件を満たしている場合には、意匠登録を受けることができます。



新規性喪失の例外規定の適用については、Q 8. をご覧ください。

※12：前であるか否かは、時分で判断されます。例えば、2019年1月1日AM8:00にインターネットで公開された意匠を、2019年1月1日AM10:00に意匠登録出願をしたとき、意匠登録を受けようとする意匠は新規性が無い、と判断されます。

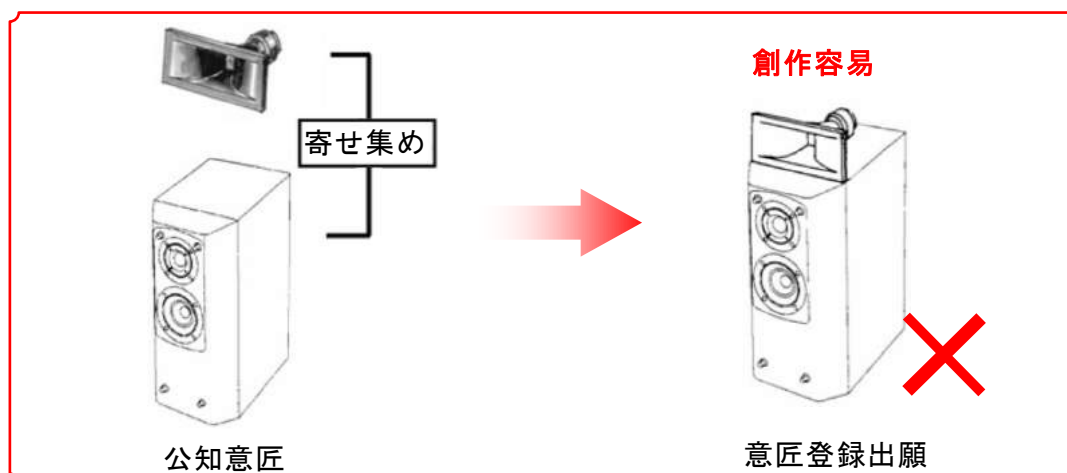
外国で公開された場合は、その時刻を日本時間に換算して、新規性が判断されます。

※13：「公知意匠」とは、雑誌、カタログ等印刷物に掲載された商品やインターネットに掲載された商品などが該当します。

3. 創作非容易性を有すること (意匠法第3条第2項)

意匠登録を受けようとする意匠が、その意匠の分野のデザイナー等(当業者といえます。)から見ても、容易に創作することができないとき、その意匠は創作非容易性を有しています。

逆に、公知意匠を単に寄せ集めただけの意匠などは、創作容易と判断されます。

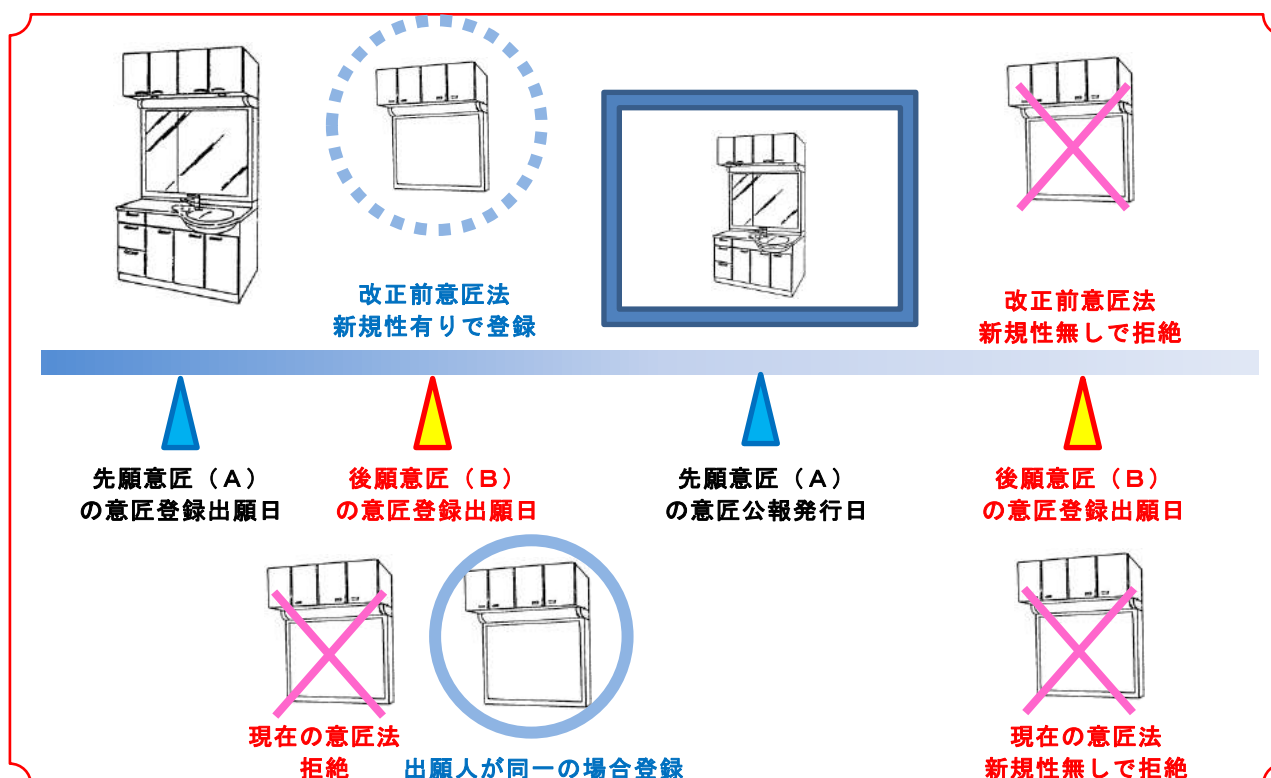


特許庁「意匠審査基準」より

4. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (意匠法第3条の2)

改正前の意匠法では、先願意匠（A）の意匠公報発行前に意匠登録出願された、先願意匠（A）の一部と同一又は類似する後願意匠（B）は、新規性がある、として登録されました。

しかし、現在の意匠法では、先願意匠（A）の意匠公報発行前で新規性があったとしても、後願意匠（B）は、新しい意匠の創作ではないため保護する価値がない、として拒絶となります。ただし、**後願意匠（B）の出願人が、先願意匠（A）の出願人と同一の場合には、この規定は適用されず、後願意匠（B）は、登録となります。**





Q 1 7. 意匠は、どの程度の形態の違いまで類似となるか、説明してください。

【回答】 一般に、2つの意匠の形態の違う部分（相違点）が、

- (1) その意匠を、店頭で選択・購入する際、あるいは実際に使用する際に、見えにくく、注意を惹かない部分である場合
 - (2) 形態的な特徴のない部分である場合
 - (3) 部分意匠の場合には、部分意匠以外の部分である場合
- のいずれかに該当するとき、2つの意匠は、類似となる可能性が高いといえます。

【類似と判断された事例】

■ 東京高裁 H15(行ケ)第320号 「フライパン」



【フライパン表面の拡大写真】

本願意匠



引用意匠

相違点に対する裁判所の判断（要旨）

原告は、本体の内側表面部に多数の小凹凸を立体的に表現したエンボス様加工の凹凸模様面が看者の注意を強く引くものであるから、同様の凹凸模様面のない引用意匠とは相違し、非類似であると主張する。

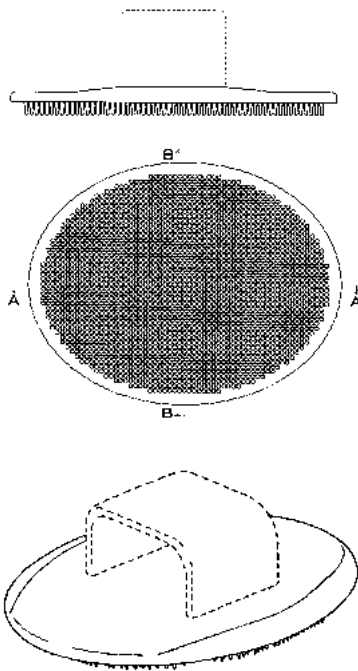
しかし、本願意匠の凹凸模様面は、フライパン本体の内側表面部全体わたって円形の小凹凸を均一かつ密に規則的に配列してなるものであり、それ自体として格別の特徴を有していない。

したがって、両意匠は、類似する。

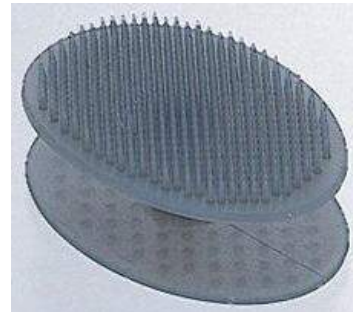
【類似と判断された事例】（部分意匠）

■大阪地裁 平成16(ワ)第6262号 「化粧用パフ」

意匠登録第1187684号



登録意匠



イ号意匠（推定）

相違点に対する裁判所の判断（要旨）

本件登録意匠の要部形状，すなわち「楕円形の薄板状の本体の片面に，若干の幅の周縁部を除き，根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部を有している」点において共通している。

本件登録意匠とイ号意匠との相違点は，①本件登録意匠では長軸対短軸が約5対4であるのに対し，イ号意匠では長軸対短軸が約5.5対4である点，②本件登録意匠では本体の短軸の両端付近縁部が背面側に少し突出した形状であるのに対し，イ号意匠では本体は均一の厚みを有する点であるが，いずれも微細な点であり，看者に格別の注意を惹くものとはいえない。

したがって、イ号意匠は、本件登録意匠に類似する。

⚠ 部分意匠ではない、その他の部分の形態について、裁判所は、相違点に挙げていません。



Q 1 8 . 拒絶理由通知を受けた場合の対応策及び費用等について説明してください。

【回答】 主な拒絶理由通知の対応策について説明いたします。

1. 物品の「使用方法や使用目的」が不明であり、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用できる意匠に該当しない。

【対応策】

具体的な物品の使用方法や使用目的を、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に追加する補正書を提出します。

ただし、意匠登録出願の最初に提出した願書及び図面の内容から、補正書に記載する物品の使用方法や使用目的を導き出すことができない場合、その補正が却下となる場合があります。それを避けるためには、補正書を提出する前に、担当審査官に面談をして、審査官のアドバイスを受けることも一つの方法です。

【費用】

(1) 特許庁費用：補正書を提出する際には、費用は不要です。

(2) 代理人費用：韓国国内に住所や居所を有する出願人が、補正書を提出する場合には、必ず、日本国内に住所又は居所を有する代理人（弁理士）に依頼することとなります。代理人費用は、特許事務所によって異なりますので、依頼する特許事務所にお問い合わせください。以下の拒絶理由へ対応する場合も、すべて同様です。

2. 意匠に係る物品の「物品名」が不適切であり、意匠法第7条に規定する要件を満たしていない。

【対応策】

この場合には、一般に、審査官が、拒絶理由通知書に正しい「物品名」を提示しています。

したがって、審査官の提示した「物品名」のとおり、願書の【意匠に係る物品】の欄の記載を変更する補正書を提出します。

【費用】

(1) 特許庁費用：補正書を提出する際には、費用は不要です。

(2) 代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。

3. この意匠登録出願には、複数の意匠が含まれており、意匠法第7条に規定する要件を満たしていない。

【対応策】

この拒絶理由通知は、一般に、出願当初の図面に複数の意匠が記載されているときに送付されます。

したがって、意匠登録を受けたい、一つの意匠の図を残し、その他の意匠の図をすべて削除する補正書を提出します。

なお、その他の意匠については、補正書の提出と同時に、分割して新たな意匠

登録出願とすることができます。その場合には、新たな意匠登録出願の出願日は、もとの意匠登録出願の出願日となります。

【費用】

(1) 特許庁費用：補正書を提出する際には、費用は不要です。

ただし、分割して新たな意匠登録出願をする際には、意匠登録出願ごとに、意匠登録出願料 **16,000円**が必要です。

(2) 代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。

4. この意匠登録出願の意匠は、引用意匠に類似し、意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠に該当する、あるいは、意匠法第9条第1項に規定する最先の意匠登録出願に該当しない。

【対応策】

この場合には、意匠登録出願の意匠と引用意匠は非類似であることを、証拠等を示して、意見書により反論します。

なお、拒絶理由を解消するために、意匠登録出願の意匠の形態を変更する補正はできません。特に、部分意匠の場合、実線の全部又は一部を破線に変更する補正、逆に、破線の全部又は一部を実線に変更する補正はできません。

【費用】

(1) 特許庁費用：意見書を提出する際には、費用は不要です。

(2) 代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。



Q 19. 指令書を受けた場合の対応策及び費用等について説明してください。

【回答】 指令書は、同じ出願人が、同日に複数の意匠登録出願をし、それらの意匠が互いに類似する場合に、特許庁長官名で送付されます。

指令書には、「この意匠登録出願の意匠と類似と認められる意匠登録出願」の意匠（以下、「協議対象の意匠」といいます。）の出願番号が記載され、さらに、「一の出願の意匠を定め、その結果を届け出てください。」とのコメントが記載されています。

この指令書に対する一般的な対応策は、以下のとおりです。

【対応策 1】

「意匠登録出願の意匠」と「協議対象の意匠」のいずれか一方を本意匠に決め、他方の意匠登録出願に対し、関連意匠とするために、願書に【本意匠の表示】及び本意匠の【出願番号】の欄を追加する補正書を提出します。

そして、「意匠登録出願の意匠」と「協議対象の意匠」のそれぞれに対し、「協議結果の届出書」を提出します。

「協議結果の届出書」の【協議結果】の欄には、例えば、「協議対象の意匠登録出願（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）を、本願を本意匠とする関連意匠の意匠登録出願とします。」と記載します。

【対応策 2】

「意匠登録出願の意匠」または「協議対象の意匠」のいずれか一つを取り下げることでもあります。

その場合には、取り下げる意匠登録出願の「協議結果の届出書」の【協議結果】の欄に、例えば、「協議対象である意匠登録出願（意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇）を意匠登録を受ける意匠と定めます。本願は取り下げることとし、この届け出と同時に出願取下書を提出します。」と記載します。

なお、いずれかの意匠登録出願を取り下げる場合には、「協議結果の届出書」とは別に「出願取下書」を特許庁へ提出しないと、出願取下げの手続きが完了しませんので、ご注意ください。

【費用】

（１）特許庁費用：「補正書」あるいは「協議結果の届出書」を提出する際には、費用は不要です。

なお、「協議結果の届出書」は、法律の規定により、郵送する必要があります。

そして、特許庁において「協議結果の届出書」をコンピュータに入力するための費用として、届出書が１枚の場合には、電子化手数料 **１，９００円**が必要です。

（２）代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。

Q 2 0 . 特許出願から意匠登録出願への出願の変更について説明してください。

【回答】 日本の意匠法では、特許出願から意匠登録出願へ出願の変更をすることができます。

出願の変更とは、例えば、ある特許出願に対して、拒絶理由通知が送付され、その拒絶理由を解消することが難しいと思われる場合に、特許出願の図面に基づいて、意匠登録出願に変更することです。

この場合のメリットは、出願変更前の特許出願（以下、原特許出願といいます。）の実施例として記載された図面について、意匠権を取得でき、そして、意匠登録出願の出願日は、原特許出願の出願日まで遡及することです。

したがって、原特許出願の公開特許公報の発行の後に、意匠登録出願に出願の変更をしたとしても、出願変更した意匠登録出願の意匠は、新規性を喪失しません。

なお、実用新案登録出願から意匠登録出願へ出願の変更をすることもできます。

1. 意匠登録出願への変更の要件

- （１） 特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から３か月以内であること
- （２） 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
- （３） 変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること
ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は同一であると認める。
- （４） もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること
- （５） 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

❗ 原特許出願の図面は、意匠登録出願の図面のように６面図がすべて揃っていなくとも、斜視図等が記載されていれば、出願変更が認められる可能性があります。

【費用】

- （１） 特許庁費用：意匠登録出願料 16,000円
- （２） 代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。



2. 意匠登録出願への変更の手続き

出願の変更をする意匠登録出願の願書には、

【特記事項】 意匠法第13条第1項の規定による意匠登録出願

【原出願の表示】

【出願番号】 特願○○○○-○○○○○○

【出願日】 平成○○年○○月○○日

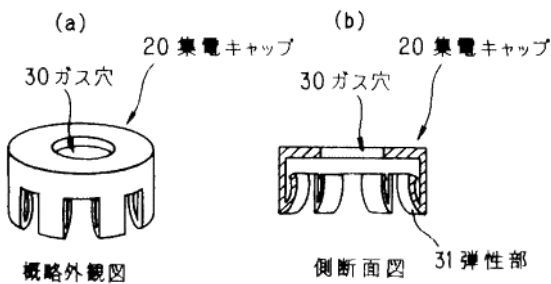
と記載します。

なお、意匠登録出願へ出願の変更をすると、原特許出願は、取り下げたものとみなされますので、注意が必要です。

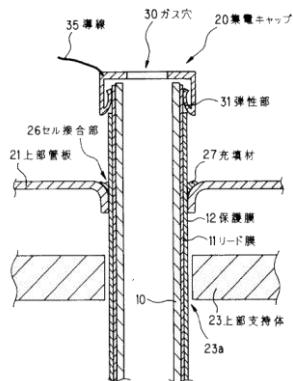
【特許出願から意匠登録出願への出願の変更の例】

原特許出願（特開 2004-139818）
発明の名称：燃料電池の集電構造

【図4】



【図7】

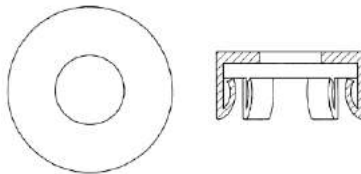


意匠登録第 1341610 号

意匠に係る物品：集電キャップ

意匠の説明：背面図は正面図と、左側面図は右側面図とそれぞれ同一に表れるため省略する。

【平面図】 【正面図中央縦断面図】



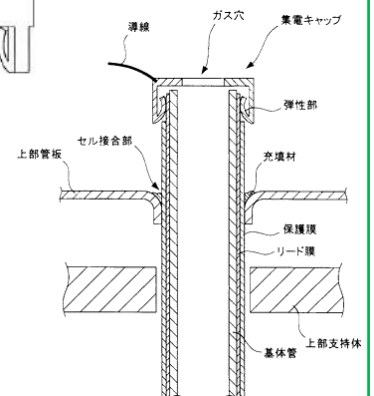
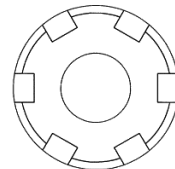
【正面図】

【右側面図】

【使用状態を示す参考図】



【底面図】



❗ 上記の原特許出願の図面は、斜視図及び断面図しか記載されていませんが、意匠登録出願への出願の変更が認められています。

【審判】

Q 2 1. 拒絶査定不服審判について説明してください。

【回答】 審査官から拒絶査定を受け取った場合の対応策は、拒絶査定の謄本を受け取ってから3か月以内に拒絶査定不服審判を請求することです。

出願人（請求人）は、審判請求書において、審査官の拒絶査定の理由が妥当ではない理由を述べ、原査定を取消し、本願の意匠は登録されるべきものである旨、主張します。

審判では、審判長1名、審判官2名の計3名による合議体によって、審判請求書の主張の妥当性、あるいは、その他の拒絶理由が存在しないか、審理を行います。

そして、合議体は、原査定を取消して、本願の意匠を登録するか否かを多数決によって結論を出し、その内容が、審決書として、出願人（請求人）に送付されます。

原査定が取り消された場合には、その意匠は、登録となります。

もし、審判請求書の主張のとおり、審査官の拒絶査定の理由が妥当ではなかった場合でも、その他の拒絶理由が、審判合議体によって発見された場合には、審判長から、出願人（請求人）に対し、拒絶理由通知が送付されます。

拒絶理由通知に対しては、審査と同様に、出願人（請求人）は、意見書で反論をします。

意匠の拒絶査定不服審判請求件数は、2017年で400件、そのうち、請求成立（原査定を取り消して、登録となったもの）は、257件（64%）となっています。（特許行政年次報告書 2018年版より）

もし、審判合議体において、出願人（請求人）の主張が認められず、拒絶査定が維持された場合には、更に、知的財産高等裁判所に対して、審決取消訴訟を提起することができます。

【費用】

（1）特許庁費用：審判請求料

55,000円

（2）代理人費用：依頼する特許事務所にお問い合わせください。



【登録】

Q 2 2. 意匠登録出願から意匠登録までの期間及び登録費用はどのくらいですか？

【回答】

1. 意匠登録出願から意匠登録までの期間

審査官の審査スケジュールによって、多少のばらつきはありますが、意匠登録出願から意匠登録までの期間は、平均 6. 7 か月です。（特許行政年次報告書 2018 年版より）

2. 登録費用

出願人が、登録査定の際に登録料を納付した場合、最低 1 年分の登録料（**8, 500円**）を納付する必要があります。

なお、登録料の納付を代理人に依頼しますと、登録料納付手数料が生じます。その費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。

Q 2 3. 意匠登録された場合、意匠権の存続期間は何年間ですか？

【回答】

1. 通常の意匠（部分意匠、組物の意匠、秘密請求の意匠等を含みます。）

設定登録日（登録原簿に登録された日）から、20 年間です。

2. 関連意匠

設定登録日（登録原簿に登録された日）から、その本意匠の意匠権の終了する日までです。

したがって、もし、関連意匠が本意匠よりも遅れて設定登録された場合、関連意匠の意匠権の終了する日は、本意匠の意匠権の終了する日と同日となりますので、関連意匠の意匠権の存続期間は 20 年間よりも短くなります。

なお、本意匠の意匠権が何らかの理由で消滅しても、関連意匠の意匠権は消滅することはありません。

Q 2 4 . 意匠権を存続させるための毎年の登録料及び納付方法について説明してください。

【回答】

1. 毎年支払う登録料

第1年から第3年まで 毎年 8,500円

第4年から第20年まで 毎年 16,900円

です。

2. 納付方法

納付期限日（※14）までに、次年の1年分の登録料を納付します。その際に、複数年分、あるいは、残りの存続期間分を一度に前納することもできます。

納付期限日までに納付しなかった場合には、その期間経過が6か月以内であればその登録料を追納することにより、意匠権を存続させることができます。

ただし、その場合には当該年分の登録料の他に、その登録料と同額の割増登録料を合わせて納付する必要があります。

特許庁は、特許料・登録料（以下「特許料等」といいます。）の納付時期の経過による権利失効の防止を目的に平成21年1月1日から、自動納付制度を導入しました。

自動納付制度は、設定登録後の特許料等の納付を対象として、「自動納付申出書」を特許庁に提出することにより、申出人の予納台帳または指定銀行口座から特許料等を徴収し、特許（登録）原簿に一年ごとに自動登録する制度です。

この制度を利用することにより、権利者は納付期限を心配することなく、また個別の納付書の作成や特許印紙を貼る手間を省いて権利を安全に維持・存続させていくことが可能になります。（特許庁ホームページより）

※14：例えば、その意匠権の設定登録日が2019年4月1日で、登録料を1年分納付した場合、次の納付期限日は、2020年4月1日となります。



3. 意匠権の活用

【権利侵害】

Q 2 5. 意匠権の侵害行為とはどのような行為か、説明してください。

【回答】 意匠権者は、登録意匠及びこれに類似する意匠の独占的「実施」をすることができます（※15）。

ここで「実施」とは、製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為をいいます（※16）。

※15：意匠法第23条（意匠権の効力）

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。（以下、省略）

※16：意匠法第2条（定義等）

第3項 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡もしくは貸渡しの申し出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

1. 意匠権の侵害行為とは、意匠権者から実施の許諾を得ていない者が、「業として」登録意匠またはこれに類似する意匠を「実施」する行為といえます。

（1）「業として」とは

営利を目的としなくとも、いわゆる事業として「実施」をする行為をいいます。

なお、家庭内で個人として使用する行為は意匠権侵害に該当しないと考えられます。

（2）「製造」とは

意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を造る行為をいいます。

例えば、試作品を1回だけ造る行為も、将来的に販売のための本格的な製造に繋がる可能性があれば、意匠権侵害に該当すると考えられます。

（3）「使用」とは

意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を使う行為をいいます。

なお、正規品（意匠権者または実施許諾者の製造販売する製品）を購入して使う行為は、意匠権侵害には該当しないと考えられます。

（4）「譲渡」とは

有償、無償を問わず、意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を第三者に譲り渡す行為をいいます。

例えば、販売行為のみならず、見本を無料配布する行為も、意匠権侵害に該当すると考えられます。

（5）「貸し渡し」とは

有償、無償を問わず、意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を第三者に貸し渡す行為をいいます。

例えば、意匠権者から実施の許諾を得ていない物品のレンタル行為は、意

匠権侵害に該当すると考えられます。

(6) 「輸出」「輸入」とは

意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を、日本国内から他国へ輸出、あるいは、他国から日本国内へ輸入する行為をいいます。

(7) 「譲渡若しくは貸渡しの申出」とは

意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を、第三者に見せて、販売勧誘する行為をいいます。

例えば、その物品を店頭、あるいは、インターネット上で展示する行為、あるいは、カタログによる販売勧誘行為は、意匠権侵害に該当すると考えられます。

2. その他、以下に該当する行為も意匠権の侵害行為とみなされます。(※17)

(1) 間接侵害行為

業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産等の行為をいいます。

例えば、意匠権者から実施の許諾を得ずに、その登録意匠を製造するための「金型」を製造する行為は、意匠権の間接侵害に該当すると考えられます。

(2) 意匠権侵害品の所持行為

意匠権者から実施の許諾を得ずに、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を、業として販売等するために所持する行為をいいます。

例えば、意匠権者から実施の許諾を得ていない物品を、第三者に販売する目的で、一時、倉庫に保管する行為は、意匠権侵害に該当すると考えられます。

※17：意匠法第38条（侵害とみなす行為）

次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第1号 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

第2号 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為



Q 2 6 . 他人の意匠権を知らずに製造、販売している自社の製品に対して、意匠権を侵害するとの警告書や通知書を受けた場合、どうすればいいですか？

【回答】 一般に、警告書や通知書への対応は、意匠権等の知識が豊富な専門家（弁護士、弁理士等）に、直ちに、ご相談することをお勧めいたします。

なお、警告等の対応を特許事務所に依頼しますと、対応のための手続費用が生じます。その費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。

特許事務所では、一般的に、次のような対応をいたします。

1. 警告等の根拠となる、警告者の意匠権が、現在存在しているのか、また、その意匠権者は、警告者と同人であるかを調査します。
2. 意匠権を有する意匠と警告等を受けた製品の意匠が類似するか否かの鑑定を行います。
3. 意匠権を有する意匠に、登録無効の理由がないかを調査します。具体的には、意匠登録出願の願書や図面、また補正書等に違法な手続きがないか、あるいは、意匠権を有する意匠の意匠登録出願前に、審査官が審査で発見できなかった、例えば、類似する製品がインターネットで公開されていないか、などを調査します。
4. 警告者に対し、一般的には、意匠権を有する意匠と警告等を受けた製品の意匠は類似しない理由を回答して、警告者の要求を拒絶します。
もし、意匠権を有する意匠に、登録無効の事実が発見された場合には、その事実を警告者に伝えます。その場合には、一般的に、警告者は権利行使をあきらめます。
5. もし、警告書や通知書を無視した場合には、裁判所へ侵害訴訟が提起される可能性が高くなります。裁判では、弁護士費用等がかかりますので、一般的に、警告者側と書面で、あるいは直接会って双方の意見を述べ、解決策を探ります。
裁判での弁護士費用等については、依頼する弁護士事務所、あるいは特許事務所にお問い合わせください。
6. 警告者に対し、侵害しない理由として、「そんな意匠権があったなんて、知らなかった。」という主張はできません。
なぜならば、日本において、製品を製造、販売等する者は、事前に、特許庁が発行する意匠公報を調査して、他人の意匠権を侵害していないことを確認することが必要とされているからです（※18）。

※18：意匠法第40条（過失の推定）

他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

Q 2 7 . 自社の登録意匠と類似すると思われる他人の製品を発見した場合、どうすればいいですか？

【回答】 自社の登録意匠と類似すると思われる他人の製品を発見した場合には、まず、侵害品の形態、及び発見した日時、場所を記録します。具体的には、可能であれば、その製品を購入し、購入した日時、販売店名が記載された領収書を入手します。

もし、侵害品の購入が不可能であれば、可能な限り、侵害品の全体形態がわかるような様々な方向から写真撮影をします。また、撮影日時、撮影場所等を記録します。

インターネットで発見した場合には、侵害品が掲載されたW e bサイトのアドレスを記録し、侵害品が掲載されたW e bサイトのページをすべて印刷します。

そして、侵害品への対応は、それらの証拠とともに、意匠権等の知識が豊富な専門家（弁護士、弁理士等）に、直ちに、ご相談することをお勧めいたします。

なお、侵害品の対応を特許事務所に依頼しますと、対応のための手続費用が生じます。その費用は、依頼する特許事務所にお問い合わせください。

特許事務所では、一般的に、次のような対応をいたします。

1. 意匠権者の登録意匠と意匠権者が入手した侵害品の意匠が類似するか否かの鑑定を行います。
2. 類似する可能性が高い場合には、いきなり警告書を送付せずに、一般的には、まず、通知書を送付し、意匠権者の登録意匠と意匠権者が入手した製品の意匠が類似し、意匠権侵害の可能性が高いことを通知します。場合によっては、同時に、不正競争防止法、あるいは著作権法の侵害の可能性も高いことを併せて通知します。
そして、侵害品をどこから仕入れたのか、仕入れた数量、仕入れた金額、仕入れた日、販売開始日などを質問し、例えば、2週間以内に回答するよう通知します。
3. 相手が、意匠権侵害を認めない場合には、警告書で、例えば、侵害品をすべて廃棄すること、またインターネットで侵害品を掲載しているW e bサイトを削除することなどを要求します。
4. それでも、相手が意匠権侵害を認めない場合には、裁判所へ侵害訴訟を提起します。
しかし、裁判では、弁護士費用等が必要となり、そして解決するまでに時間がかかります。
したがって、一般的には、侵害者側と書面で、あるいは直接会って双方の意見を述べ、解決策を探ります。
裁判での弁護士費用等については、依頼する弁護士事務所、あるいは特許事務所にお問い合わせください。



Q 2 8. 自社が既に製造、販売している製品と類似すると思われる意匠を、他人が意匠登録してしまった場合、どうすればいいですか？

【回答】 まず、「その他人」の登録意匠の意匠登録出願日を「特許情報プラットフォーム」（J-PlatPat）などを使って調べます。

1. その出願日以前から、自社が、既に類似すると思われる製品を製造、販売している場合

【対応 1】

意匠法上、自社製品には、その登録意匠について通常実施権が発生しています（※19）ので、「その他人」の意匠権の侵害にはなりません。

したがって、この場合には、「その他人」に対して、何らかの行動を起こす必要はなく、自社製品を引き続き、製造、販売することが可能です。

❗ ただし、その出願日前に、例えば、「その他人」から守秘義務を課された状態で意匠登録出願予定の意匠を見せてもらったにもかかわらず、「その他人」に内緒で、その意匠に類似する製品を製造、販売した場合など、善意の実施とは認められない場合には、自社製品には上記の通常実施権は発生せず、「その他人」の意匠権の侵害となりますので注意が必要です。

※19：意匠法第29条（先使用による通常実施権）

意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

【対応 2】

もし、「その他人」から、意匠権侵害の警告書等が送付された場合には、（1）自社製品は、上記の通常実施権を有していること、（2）「その他人」の意匠権は、自社製品によって新規性を喪失しているので、場合によっては、意匠登録無効審判を請求すること、を回答します。

👉 警告書等への対応の詳細は、Q 2 6. をご覧ください。

2. その出願日の後に、自社が類似すると思われる製品を製造、販売している場合

【対応】

自社製品は、「その他人」の意匠権侵害となりますので、「その他人」から意匠権の侵害であるとの通知書又は警告書が送付される可能性があります。

したがって、一般的には、通知書等が送付される前に、「その他人」の意匠権侵害とならないように、自社製品のデザインを変更することをお勧めいたします。

また、「その他人」に対し、契約によって実施権の許諾を受けることも対応策の一つです。

👉 実施権の許諾の詳細は、Q 2 9. をご覧ください。

【ライセンス（実施権）】

Q 2 9 . 他人の登録意匠と類似すると思われる製品を、自社で製造、販売する方法はありますか？

【回答】 最初に、自社で製造、販売する予定の意匠と、他人の登録意匠が類似するか、意匠専門の弁理士に相談することをお勧めいたします。

その結果、類似する可能性がある、との結論になった場合には、登録意匠の意匠権者に対し、実施権の許諾を受けるためのライセンス契約の交渉を行うこととなります。

許諾を受ける実施権は、一般的に、専用実施権と通常実施権があります。

1. 専用実施権について

専用実施権は、ライセンスを受けた者だけが、独占的に実施できる権利です。

したがって、ライセンスにおいて設定した範囲内では、意匠権者もその意匠の実施をすることができません。

そして、専用実施権を設定する場合には、特許庁へ登録をしなければなりません。

2. 通常実施権について

通常実施権は、複数の第三者に設定することが可能です。

したがって、通常実施権の許諾を受けた場合でも、意匠権者も、自社で製造、販売する予定の意匠と類似する意匠の製造、販売等が可能となります。

しかし、当然のことながら、意匠権者は、通常実施権の許諾を受けて製造、販売する意匠については、意匠権侵害を主張することができません。

一般的に、実施権の契約においては、主として、以下の項目を記載した契約書を作成します。

- (1) 意匠権の意匠登録番号、意匠に係る物品
- (2) 実施期間（契約期間）
- (3) 実施場所（一般には、日本国内全域）
- (4) 契約の対価（ロイヤルティ）

❗ 一般的に、通常実施権よりも専用実施権の方が高額となります。具体的な金額は、実施期間、実施場所や、対価の計算方法（売上額の一定割合等）などにより、大きく異なります。



4. その他の法律でのデザインの保護の可能性

Q30. 意匠法以外に、自己のデザインを保護する他の法律はありますか？

【回答】 意匠法以外に、以下の法律でデザインが保護される可能性があります。

1. 不正競争防止法

(1) 自己の商品を日本国内で販売してから3年以内は、不正競争防止法によって、意匠権と重複して、模倣品の差止請求、損害賠償請求が可能です。

また、日本国内の需要者の間で、自己の商品のデザインが、広く認識されている場合、あるいは、著名なデザインと認められる場合にも、不正競争防止法によって、意匠権と重複して、模倣品の差止請求、損害賠償請求が可能です。

(2) 不正競争防止法によって、自己の商品のデザインの保護を受けるためには、意匠権と異なり、出願及び申請などの手続きが不要で、出願及び申請などの費用や登録料も無料です。

(3) 不正競争防止法で、模倣品の差止請求、損害賠償請求を行うためには、相手が「模倣」をしたことを立証する必要があります。相手の製品が、偶然に、自己の商品のデザインとほとんど同じデザインとなってしまった場合には、「模倣」とはいえないので、不正競争防止法によって、模倣品の差止請求、あるいは損害賠償請求を行うことはできません。

また、自己の商品のデザインが、広く認識されている、あるいは、著名なデザインと主張する場合には、広く認識されていること、あるいは、著名であることを、請求人自らが立証する必要があります。

一方、意匠権は、相手の製品のデザインが類似していれば、相手が「模倣」しているか否かにかかわらず、また、自己の意匠権のデザインが、広く認識されているか、あるいは、著名であるか否かにかかわらず、差止請求や損害賠償請求を行うことができます。

このように、不正競争防止法での保護は、出願や申請などの手続きが不要で、出願や申請などの費用や登録料も無料である点においてメリットがありますが、侵害訴訟時での上記の立証負担が大変大きい点がデメリットといえます。

したがって、**デザインの保護及び模倣品対策を不正競争防止法だけで行うことは十分とはいえず、まずは、意匠権の取得をお勧めいたします。**

2. 著作権法

(1) 自己の商品のデザインが、著作権法上の「著作物」に該当する場合は、著作権法によって、意匠権と重複して、模倣品の差止請求、損害賠償請求が可能です。

一般に、大量に生産される量産品は、「意匠」として意匠法で保護され、一品しか製作しない、鑑賞目的の美術品は「著作物」として、著作権法で保護されます。

(2) しかし、量産品である「意匠」であっても「著作物」に該当する、との判決

(※20) がありますので、自己の商品のデザインについて既に意匠権を有していても、著作権法によって、重複して自己の商品のデザインの保護を受けることができる可能性があります。

(3) 著作権法によって、自己の商品のデザインの保護を受けるためには、意匠権と異なり、出願及び申請などの手続きが不要で、出願及び申請などの費用や登録料も無料です。

(4) 著作権法で、模倣品の差止請求、損害賠償請求を行うためには、相手が「模倣」したことを立証する必要があります。相手の製品のデザインが、偶然に、自己の商品のデザインとほとんど同じ形態となってしまう場合には、「模倣」とはいえず、著作権法で模倣品の差止請求、損害賠償請求を行うことはできません。

また、自己の商品のデザインが「著作物」に該当することを、請求人自らが立証する必要があります。

一方、意匠権は、相手の製品のデザインが類似していれば、相手が「模倣」しているか否かにかかわらず、差止請求や損害賠償請求を行うことができます。

このように、著作権法での保護は、出願や申請などの手続きが不要で、出願や申請などの費用や登録料も無料である点においてメリットがありますが、侵害訴訟時での上記の立証負担が大変大きい点がデメリットといえます。

特に、意匠法の保護対象のデザインのうち、著作権法上の「著作物」と認められて、著作権法による差止請求や損害賠償請求を行使できる可能性があるデザインは、ごく一部しかありません。

したがって、**デザインの保護及び模倣品対策を著作権法だけで行うことは十分とはいえず、まずは、意匠権の取得をお勧めいたします。**

※20：知的財産高等裁判所 平成26年（ネ）第10063号 「幼児用椅子」（判決抜粋）

応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。



【著作権法上の「著作物」と認められた幼児用椅子】

日本意匠保護ガイドブック

- 発行 : 大韓貿易投資振興公社 日本知的財産センター
- 著者 : 伊東国際特許事務所
 - 所長・弁理士 伊東忠重
 - 意匠部長・弁理士 川崎芳孝
 - 弁理士 清澤亮
- 発行日 : 2018年11月01日
- お問い合わせ : TEL. +81-3-6273-4638

本書の著作権は、大韓貿易投資進行公社 日本知的財産センターと伊東国際特許事務所にあります。著作権法上での例外を除き、本書の全部または一部を無断で複製複製(コピー)することは禁じられています。



kotra



Korea Trade-Investment
Promotion Agency

